

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行なわれたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 24 日

栗東市長 野村 昌弘

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下戸山地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日（*地域の話し合い、栗東市人・農地プラン検討会をへて、栗東市が決定した最新の日を記載しています。）

令和 3 年 3 月 24 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○ 経営体数

法人 0 経営体

個人 5 経営体

集落営農（任意組織） 0 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手となる中心経営体がいる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

中間管理機構を活用した農地利用集積を行なうことにより、国制度を受け、農業経営を行なう担い手支援に繋げる。

6. 地域農業の将来のあり方

担い手に農地を集積し、効率の良い農業経営を行なう。また、地域の担い手相互が協力して、農地を効率的に利用調整し、経営することで、作業効率のよい農業経営を営む。また、地域住民は、美しい農村風景をふるさとの誇りとして守り保全することで、潤いのあるまちづくりに貢献し、担い手も環境に配慮した農業を営み、景観や農地保全に努め、担い手と地域住民が協力して、農村景観を保つ。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行なわれたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 24 日

栗東市長 野村 昌弘

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
辻地域
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（*地域の話し合い、栗東市人・農地プラン検討会をへて、栗東市が決定した最新の日を記載しています。）
令和 3 年 3 月 24 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - 経営体数
 - 法人 0 経営体
 - 個人 0 経営体
 - 集落営農（任意組織） 1 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
当該区域には、担い手となる中心経営体がいる。
5. 農地中間管理機構の活用方針
当該地域においては、担い手である中心経営体と集落営農が存在している。集落営農への農地の出し手となる農業者の意向を把握しながら、農地の集積、集約化を図る。
6. 地域農業の将来のあり方
辻営農組合の法人化と組織充実に向け、オペレーター研修や後継者育成を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行なわれたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 24 日

栗東市長 野村 昌弘

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
蔵町地域
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（*地域の話し合い、栗東市人・農地プラン検討会をへて、栗東市が決定した最新の日を記載しています。）
令和 3 年 3 月 24 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - 経営体数
 - 法人 0 経営体
 - 個人 1 経営体
 - 集落営農（任意組織） 0 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
当該区域には、担い手となる中心経営体がいる。
5. 農地中間管理機構の活用方針
当該地域においては、担い手となる中心経営体が存在している。農地中間管理機構事業を活用し、中心となる経営体へ更なる農地の集積、集約化を図る。
6. 地域農業の将来のあり方
担い手に農地を集積することで、効率の良い農業経営を行なう。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行なわれたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 24 日

栗東市長 野村 昌弘

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
上砥山地域（上向、下向、川南）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（*地域の話し合い、栗東市人・農地プラン検討会をへて、栗東市が決定した最新の日を記載しています。）
令和 3 年 3 月 24 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - 経営体数
 - 法人 1 経営体
 - 個人 1 経営体
 - 集落営農（任意組織） 0 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
当該区域には、担い手となる中心経営体がいる。
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、出し手となる農業者の意向を把握しながら、中心となる経営体へ農地の集積、集約化を図る。
6. 地域農業の将来のあり方
法人組織の充実に向け、オペレーター研修や後継者育成を図る。農業後継者を育成し、豊かな農地を次世代へ引き継ぐ。
良質な農産物の生産と販路確保、また六次産業化による経営の安定を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行なわれたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 24 日

栗東市長 野村 昌弘

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
浅柄野地域
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（*地域の話し合い、栗東市人・農地プラン検討会をへて、栗東市が決定した最新の日を記載しています。）
令和 3 年 3 月 24 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - 経営体数
 - 法人 1 経営体
 - 個人 10 経営体
 - 集落営農（任意組織） 0 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
当該区域には、担い手となる中心経営体がいる。
5. 農地中間管理機構の活用方針
当該地域においては、担い手となる中心経営体が存在している。各々が専業農家として農業経営を行なう。
6. 地域農業の将来のあり方
現在は個々の農家が営農を行っているが、将来的には次世代の担い手を育成し、農地を引き継ぐことで、効率の良い農業経営を行なう。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行なわれたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 24 日

栗東市長 野村昌弘

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
蜂屋地域
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（*地域の話し合い、栗東市人・農地プラン検討会をへて、栗東市が決定した最新の日を記載しています。）
令和 3 年 3 月 24 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - 経営体数
 - 法人 1 経営体
 - 個人 3 経営体
 - 集落営農（任意組織） 0 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
当該区域には、担い手となる中心経営体がいる。
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、出し手となる農業者の意向を把握しながら、中心となる経営体へ農地の集積、集約化を図る。
6. 地域農業の将来のあり方
本地域は、都市化が進んでいるが、開発すべき場所と農地として保全すべき場所を明確化し、潤いのある地域づくりを行なっていく。
農地として保全すべき場所は、農事組合法人蜂屋営農組合と認定農業者及び担い手農家、新規就農者が連携して、農業経営を行う。